

参議院大蔵委員会議録第五号

昭和三十七年二月八日(木曜日)

午後一時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
荒木正三郎君
市川 房枝君

委員

青木 一男君
大谷 實雄君
岡崎 真一君
木暮武太夫君
西川甚五郎君
林屋亀次郎君
堀 末治君
木村禮八郎君
平林 剛君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 堀本 宜実君
大蔵省関税局長 稲益 繁君
大蔵省銀行局長 大月 高君
事務局側
常任委員 坂入長太郎君
会専門員

説明員

大蔵大臣官 谷川 宏君
房日本専売 公社監理官

本日の会議に付した案件
○外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○い、よう、脳専売法を廃止する法律案(内閣送付、予備審査)

○参考人の出席要求に関する件

○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開きます。

外国為替銀行法の一部を改正する法律案、しよう、脳専売法を廃止する法律案、以上両案を一括議題とし、順次、提案理由の説明及び補足説明を聴取することにいたします。堀本大蔵政務次官。

○政府委員(堀本宜実君) ただいま議題となりました外国為替銀行法の一部を改正する法律案及びしよう、脳専売法を廃止する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、外国為替銀行法の一部を改正する法律案につきまして御説明をいたします。

外国為替銀行法は、昭和二十九年四月、外国為替取引及び貿易金融の円滑化をはかるため、これらの業務に専念し、国際市場においても一本立ちのことができるい、わゆる為替専門銀行の制度を確立するため制定されたものであります。

市中銀行とは異なった取り扱いを受けおるのであります。すなわち、貸し出し業務につきましても、貿易その他対外取引に直接または間接に関連する貸し出しのみを行なうこととなっております。店舖につきましても、外国為替取引及び貿易金融上重要な地に限り設置できることとなっております。

近年、わが国貿易の進展に伴い、貿易関係の資金需要は急速に拡大して参りました。外国為替銀行は、その機能から見まして、当然これらの資金需要を円滑に充足するよう努力して参る必要があるものであります。

他面、外国為替銀行は、これらの所要資金の調達につきましては、預金の受け入れによりまします。日本銀行からの借り入れ、コール・マネーの取り入れ等によりまかなっておりますが、さきに申し述べた業務の特殊性や店舖配置の制約等の事情から、預金の伸びは、一般の市中銀行と比較してきわめて低い実情にあります。このため、外国為替銀行の資金調達としては、日本銀行借入金やコール・マネー等に大きく依存せざるを得ないのであります。が、これらの外部資金、特にコール資金等は、今日の金融の環境におきましては、安定した資金源として期待し得ない実情であります。したが、いまし、このような金融の環境のもとで、外国為替銀行が今後その業務を円滑に遂行して参りますためには、何らかの方法により、安定した資金源を持つことが必要であります。

以上の理由によりまして、外国為替銀行に債券発行の道を開き、その所要資金の一部をこれによって調達することとを適当と考えるのであります。この点につきましても、さきに金融制度調査会の審議におきましても、同様の結論を得ていたのであります。

そこで、今回、外国為替銀行法の一部を改正し、外国為替銀行がその資本及び準備金の合計金額の五倍を限度として債券を発行できることとし、これに伴う手続等について所要の規定を設けることとしたのであります。

これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、しよう、脳専売法を廃止する法律案につきまして御説明申し上げます。

しよう、脳専売制度は、明治三十六年、旧台湾におけるしよう、脳専売事業による財政収入を確保するため、内地におけるしよう、脳生産高を適当に統制し、その価格の維持をはかることとに、わが国の特産物としての天然しよう、脳の生産を維持することを目的として制定されたものであります。終戦によって台湾を喪失した後は、国内の生産額は少額となり、また、合成しよう、脳、プラスチック等各種代替新製品の出現を見た今日では、特にしよう、脳を専売制度のもとに置く必要も失われましたので、先般の専売制度調査会でもその専売制度を廃止すべきである旨の答申がありまして、政府として最も最近の実情にかんがみ、昭和三十六

年度限りでこれを廃止するとともに、廃止に伴う所要の経過措置を講ずることとしたし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

本法の本則におきましては、しよう、脳専売法を廃止することとしたしておりますが、これに伴う経過措置として次のことを定めております。

まず、今後のしよう、脳生産の維持発展の必要性、現在の粗製しよう、脳またはしよう、脳原油の製造業者の零細かつ前近代的な業態等を考慮し、専売制度廃止に伴い必要となる事業合理化資金等を補うため、昭和三十六年度において粗製しよう、脳等の製造予定数量の割当を受けてこれを生産した者及びこれらの者の組織する製脳協同組合に対して、日本専売公社が昭和三十七年度において交付金を交付することができるとしてあります。

次に、しよう、脳の専売制度廃止後、民間において粗製しよう、脳の自主的な流通秩序が確立するまでの間の措置として、日本専売公社は、専売制度廃止後も一年以内は、粗製しよう、脳等の買い入れ、販売等の業務を行なうことができることとしてあります。

また、専売制度廃止後のしよう、脳産業の行政所管庁を通商産業省といたすこと等所要の措置を講じてあります。

なお、この法律施行後六カ月間、大蔵大臣の諮問機関として臨時しよう、脳事業審議会を設置し、しよう、脳専売事

業の廃止に伴う所要の経過措置について調査審議させることとしております。

以上、外国為替銀行法の一部を改正する法律案及び、よう腦専売法を廃止する法律案の二案につきまして、提案の理由を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(棚橋小虎君) 大月銀行局長。

○政府委員(大月高君) それでは、外国為替銀行法の一部を改正する法律案につきまして、若干補足して御説明申し上げます。

現在、外国為替銀行法に基づく外国為替銀行といはしましては東京銀行があるのをごいいますけれども、東京銀行は一般に外国為替専門銀行として呼ばれておりまして、今日の金融経済の情勢のもとにおきましてその機能を円滑に実施するためには、ほかの外国為替銀行、つまり市中銀行で外国為替をやっております銀行と並びまして、為替取引の金融の円滑化をはかつていく必要があるわけがございます。それで、そのためには単に輸出入手形の買取りというふうな直接な為替資金の供給だけではなしに、輸出入貨物につきまして集荷をする、それを引き取る、そういうふうな金融もやる必要があるわけがございます。で、そういうふうな、直接間接貿易に関連する資金を供給するにつきまして、最近のうちに経済が大きくなって参りますと、需要も増加して参りますので、この供給にいろいろ苦心をしなくちゃいかぬ、こういうふうな状況になっておるわけでございます。

ところが、東京銀行の資金調達面におきましては、先ほど提案理由の中で御説明がございましたように、店舗の配置に制約がございまして、貿易金融に直接関連のある場所に限って置く。そのために一般の普通銀行のようになく支店網を張りまして預金を集めることができない。それから、貸し出しにつきましても、一般の銀行のやっております貸し出し業務は制限されておりました。貿易に直接間接関係がある貸し出しだけをやらなくちゃいかぬ。そういういたしますと、貸し出しのね返りの預金というものがなかなか集まらない。こういうことで、預金の伸びがほかの為替銀行に比べて悪いといふのが実態でございます。

で、具体的に申し上げてみますと、過去三年の統計によりまして、一年間の預金の増加を見てみますと、年率にいたしまして、一般の都市銀行が二割強の増加を示してあるわけでございますが、東京銀行の預金の増加率はわずかに一割程度でございます。それから、貸し出しの増加額に對しましてどのくらい割合になつておるか申しますと、外国から参ります自由円を除外いたしますと、貸し出し増加額の五割強程度の資金をまかなうにすぎない、こういう状況でございます。したがいて、同行の円資金の調達の実情を資金源別に分析してみますと、預金による調達約四割強でございます。そのほか日本銀行借入れが四割強、コール・マネー等の市場資金が約一割、こういうふうな構成になっておりまして、預金以外の外部からの借り入れの割合がきわめて大きいという実態になっておるのであります。それ

で日本銀行借入れにつきましては、日本銀行といたしまして、こういう特殊な銀行で、かつ貿易関係の重要性にかんがみまして、従来から種々の配慮を行なつておりました。彈力的に貸し出し政策の運用を行なつて参つておるのでございますが、現在すでに相当の額の貸し出しをやつておるわけでございます。また担保線りという点から申しまして、技術的に限界に達しつつある状況でございます。コール・マネー等の市場資金につきましては、御存じのように、現在のようなコール市場の状況から考えますと、これを安定的な資金源として期待することはなかなかむずかしいといふことでございます。

今申し上げましたような資金の運用調達の現状から考えまして、為替専門銀行である東京銀行が今後業務を円滑に遂行して参りますためには、何らかの方法によりまして所要資金を安定的に調達して参るといふ必要があるわけでございます。最近、為替専門銀行と他の市中金融機関、特に一般の為替銀行との協調関係がだんだんよくなりつつある点にもかんがみまして、このような協調関係に基づきまして、債券発行によつてその所要資金の一部を安定的に調達せしめることが適当だと、こ

することができるといふことにいたしております。これは為替専門銀行の債券発行の趣旨が、預金による資金調達を補ひまして、また不安定な外部借りに代替する性質のものでございまして、預金等とのつり合いを考えますので、いわゆる自己資金の五倍を發行限度としたわけでございます。

發行限度の点を除きましては、債券發行の手續等の法律上所要の規定につきましては、すべて現在でございます長期信用銀行の例に準じておるわけでございます。具体的に申しますと、第九條の四におきまして、債券發行を事前届け出制といたしておるのであります。また、第九條の五第三項以下で、売り出しの方法により發行することができるといふことにいたしております。そういうような規定を設けました。また、同条第九項以下におきまして、登記の簡易化をはかる等、在来の金融債と同様の規定を置いておるわけでございます。また、債券を發行することに伴う銀行法の規定の準用等につきましても、所要の整備をいたしておるわけであり

す。なお、附則におきまして、登録税法を改正いたしまして、為替専門銀行の發行する債券につきましても、その取り扱いを在来の金融債と同じとするといふことにいたしております。以上、簡単にございまして、補足説明をさせていただきます。よろしく御願ひいたします。

いいますが、さらに補足いたしました御説明申し上げます。最初に、よう腦の専売制度を廃止するに至りました理由につきまして申し上げます。

しょう腦は、御承知のように、まず山元製腦業者がクスノキを切り、これを蒸留、冷却いたしました、粗製しょう腦及びしょう腦原油を作り、これを加工業者が精製、加工するものであります。従来から日本、台灣、中国等で生産され、おもにセルロイドの原料、防虫、医薬、香料及び塗料原料等に用いられております。

このしょう腦の専売制度がわが國において実施されたわけは、明治三十二年、まず旧台灣におきましてこれが実施されたわけでございますが、この制度は、旧台灣を日本が併合した後に、同島の天然クス資源の保護育成と財政収入の確保を目的として実施されたものであります。ところが、この旧台灣における専売制度の実施後におきまして、内地においてもしょう腦の生産が大いに増大いたしました。世界市場において内地と台灣の商品が価格面等において競合関係に立ち至りました。そこで、旧台灣の専売事業の円滑な実施が困難となるに至つたのであります。そこで、このような事態に對処して、内地におけるしょう腦生産高を適当に統制し、その價格の維持をはかることによりまして旧台灣における専売事業の円滑な運営に資し、あわせてわが國の特産物としての天然しょう腦の生産の維持をはかることを目的として、明治三十六年、内地、台灣共通の専売制がしかれるに至つたのであります。

しかるところ、今次大戦後、その様相はいふ変わって参りました。まず、終戦によりまして旧台湾を喪失し、わが国のしょう脳生産高は著しく減少することになりました。すなわち、明治年代の年産約六千トンから戦後昭和三十五年度までの年平均は三千三百トンと、著しく減少したのであります。

次に、需要供給の両面におきまして、科学技術の発達により、新製代替品の出現を見、しょう脳の地位がだいぶ低下するに至りました。すなわち、供給面におきましては、テレビン油から化学的に製造する合成しょう脳の生産が発達いたしまして、今や、世界におけるしょう脳生産中、合成しょう脳が約七割を占めるに至りました。また、その価格も天然しょう脳よりは幾分安いという状況となっております。他方、需要面におきまして、しょう脳の半ばを原料として消費しているセルロイドが、プラスチックの著しい進出、また不燃性フィルムの出現によって押されきみであります上に、ナフタリン等合成防虫薬の進出により、しょう脳の用途も昔に比べてだいぶ狭まってきたのであります。

そこで、国民経済的に見て、このようなししょう脳産業を専売制度によって保護する必要があるかどうかというところが問題となりまして、先般専売制度調査会に諮りましたところ、昭和三十五年三月、しょう脳事業は現在専売制度を存続する意義を失っているから、政府としては専売廃止に伴うしょう脳取引機構の育成山元製脳業者の転廃業対策等を十分考慮しつつ、専売制度の

廃止に踏み切ることが適當であるという答申があったのであります。

一方、最近のしょう脳専売事業の運営の実情を見ますと、昭和二十八年以降、毎年赤字が累積しておる状況でありましたので、昭和三十三年度に公社は収納施設の統一、人員、機構の簡素化、試験研究の縮小、あるいは新規造林の中止等、中間経費の節減を目的とす大幅な合理化を行なうとともに、販売価格、収納価格の引き下げを行なったのであります。この措置は、経済情勢の好転と相待ちまして、しょう脳の売れ行きが増大をもちたすとともに、専売公社のしょう脳事業会計の好転に寄与いたしまして、昭和三十五年度におきましては、専売公社のしょう脳事業会計は若干の黒字を見るに至ったのであります。他方、しょう脳の生産は零細業者であり、また前近代的な業態のものに行なわれておりますので、最近における原木代、労賃の上昇、それからまた農村の労働事情の変化に適応することが困難となりました。その結果、最近生産はかなりの減産を示すに至ったのであります。そこで、しょう脳の生産の増大をうながし需給の不均衡を是正するために、専売公社は昨年八月に収納価格の引き上げを行なったのであります。その際、これに対応して公社の販売価格を一挙に引き上げることがあり行きの減少をもたらすおそれがあったので、公社の販売価格の引き上げを段階的に進めざるを得なかったものであります。幸い三十六年度につきましては、収納価格引き上げ以前の安い価格により収納した製品の在庫が相当ありましたので、なお若干の黒字となる見込みであります。

昭和三十七年度においては販売価格をさらに相当程度引き上げなければ、しょう脳専売会計に相当な赤字が発生することが必至でありまして、現在の山元製脳業者の業態に加えて、今後の経済事情、しょう脳の国際価格の動向等を考えますと、しょう脳専売事業の健全性を将来にわたって維持することはきわめて困難な状況に立ち至ったものと考えるのであります。しかも、しょう脳の生産は、昨年八月の収納価格の引き上げ後も思うように増大いたしません。この際、しょう脳専売制度の抜本的な改革が各方面から望まれるに至ったのであります。

このようなししょう脳生産及びしょう脳専売事業の現状を見ますと、あらかじめ製造割当を行なつて、一定の価格をもって収納しているという現在の専売制度が、しょう脳製造業界の自主的な合理化及び増産努力を妨げ、価格の自動調整機能の円滑な発現をはばんでいると考えざるを得ないのであります。また、合理化のおくれた弱小の製脳業者を近代化し、いかなる経済事情のもとでも動揺することのない企業体に育成するとともに、関係業界において自主的に原料対策あるいは需給調整策等将来の問題と取り組む態勢を助長するためには、この際、しょう脳専売制度による恩恵と制限を除去して、ほかの産業並みに業界の自己責任にまかすことが必要であると考えまして、専売制度調査会、前に説明いたしました答申の趣旨に沿つて、昭和三十六年度限りでしょう脳の専売制度を廃止することとした次第であります。

しかしながら、長年続けられました専売制度を廃止するにあたりましては、廃止に伴う業界の混乱を防ぐとともに、廃止後もしょう脳の生産及び加工利用が順調に発展していくよう十分措置する必要があるもので、この法案の附則におきまして所要の経過措置をいろいろ規定しているものであります。

その第一は、法案の附則第六条におきまして、昭和三十六年度において日本専売公社の製造割当を受け、粗製しょう脳またはしょう脳原油を製造した者及びこれらの者の組織する製脳組合に対して、昭和三十七年度において公社が予算の範囲内で、これらのものとしてしょう脳専売事業廃止に伴つて必要となる資金を補うため、特に交付金を交付することとしたことであり、また、元来、専売制度の廃止は本質的には営業の自由の制限を除去することを目的とするものでありまして、その対象となる業界に対して新しい損害を与えないものではありせんから、これにより政府に法律上当然に補償の義務が生ずることはないと考えるのであります。しかしながら、現在の粗製しょう脳等の製造業者の実情を見ますと、そのほとんどすべてが、その業態は、前に述べましたように、きわめて零細であり、かつ前近代的なものでありまして、専売制度廃止に伴つて転廃業せざるを得ないものも出ましようし、また事業を継続しようとする場合にも、専売制度廃止後の自由化の過程に混乱なく対処していくためには、事業の合理化がぜひとも必要と考えられますので、専売制度廃止後のしょう脳生産の維持発展を助長する意味もありまして、今回これら専売制度廃止の直前である昭和三十六年度に公社の製造割当

を受け、これに基づいて実際に製造の実績のある者及びこれらの者が組織する製脳協同組合に対して、事業合理化資金等しょう脳専売事業の廃止に伴い必要となる資金を補うため、特に交付金を交付することとした次第であります。

この交付金の対象となる昭和三十六年度の粗製しょう脳等の製造業者の数はまだ確定していませんが、昭和三十六年度の製造割当を受けた業者の数は四百九十名、製脳組合は現在二十五ございます。また、交付金は総額五億六千万円を昭和三十七年度の日本専売公社予算案に計上しております。なお、この交付金の額の算定の基準、それから交付の方法、手続等交付金に關し必要な事項は政令で定めることとしたのであります。

経過措置の第二は、法案の附則第八条におきまして、専売制度廃止後も公社が一年以内の期間において、粗製しょう脳等の買入れ、販売その他必要な業務を行なうこととしたことであり、また、専売制度廃止後の粗製しょう脳等の流通秩序につきましては、目下粗製しょう脳等の取引機関の設立が関係業界によって進められておりますが、この民間の流通秩序が確立するまでの間、公社が経過的に粗製しょう脳等の買入れ、販売を行ない、専売制度廃止後粗製しょう脳等の取引秩序が混乱することを防ぐよう配慮しておるわけでありまして、

なお、現在専売公社が販売した粗製しょう脳等の販売代金につきましては、四月月の延納を認めておりますので、専売制度廃止後に公社が販売する粗製しょう脳等の販売代金についても

四カ月以内の延納の特約ができるように規定して、取引条件の急激な変化による混乱を避けるよう配慮しております。

経過措置の第三といたしましては、法案の附則第九条におきまして、大蔵省設置法の一部改正を行ない、この法律の施行の日から半年間大蔵大臣の諮問機関として、臨時しょう脳事業審議会を設け、しょう脳専売事業の廃止に伴う山元製腦業者の合理化の方途、民間流通機構の育成方法等の経過措置について、調査審議させることとしたこととあります。

最後に、専売制度廃止後のしょう脳産業の行政所管庁といたしまして、通商産業省を予定し、法案附則第十條において、通商産業省設置法の一部改正を行なうこととしております。粗製しょう脳等の製造業はクス原木の利用という点で農林省の所管行政とも関連しておりますが、他方でしょう脳の利用加工業界と密接な関連を有し、しかも専売制度廃止後は粗製しょう脳等の製造業を含めたしょう脳関連産業全体を統一的に指導していく必要が一そう増大すると思われましますので、このように専売制度廃止後の行政所管庁を通商産業省といたした次第であります。

なお、法案附則のその他の各条においてしょう脳専売法の廃止に伴う所要の経過措置を定め、また日本専売公社法の所要の一部改正を行なっております。

以上で法案の主要な事項についての御説明を終わります。

○委員長(棚橋小虎君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(棚橋小虎君) この際、お諮りいたします。

外国為替銀行法の一部を改正する法律案の審査のため、十五日の委員会に参考人の出席を求め、意見を聴取することにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。

なお、参考人の人選及び手続等につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、関税法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○須藤五郎君 質問はあるのですが、まだ準備が不十分なんです。きょう質問することはやめて、次の機会に質問いたしたいと、こういうふうにお考えおりますから、そういうふうにお取り計らい願いたいと思います。

○荒木正三郎君 若干、それじゃ私のほうから質問をいたします。この水島港を開港に指定すると。一つはその問題ですが、開港に指定する場合、大体どういう条件がそつたらやるのか、そういう点をひとつお話し願いたいと思います。

○政府委員(稲益繁君) 法律的に申し上げますと、開港につきまして、特別こういう基準で開港にしてよろしいとかいった基準は、法律では明示いたしておりません。ただ、消極的な意味ではありますが、関税法の九十六条であります。開港に指定いたしましたあとで、こういう条件になった場合にはその開港を取り消すわけです。そういう意味の条件が規定してあるわけでありまして、これによりまして、一つは、二年を通じて当該開港において貨物の輸出及び輸入がなく、つまり全然ないわけですね。貨物の輸出入がない。これは外国貿易船の入港及び出港がない、こういう場合には開港を取り消すという意味であります。それから第二は、二年を通じて当該開港において輸出され、又は輸入された貨物の価額の合計額が、つまり輸出入貨物の合計額が一年を通じて「五千万円をこえ、かつ、外国貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計数が十一隻をこえることが引き続き二年なかったとき」と、要するに二年間引き続いて輸出入額が五千万円を割るとか、あるいは外国貿易船の入出港が十一隻を割るとかといったような場合には、開港を取り消すという意味の規定があるわけでありまして、したがって、御趣旨のような、積極的に、たとえば外国貿易船の入出港が何隻であつて、外国貿易船の輸出入額が何億円であるというような規定はございせんが、最低これ以上であるということは必要になって参るわけでありまして、私どもとしましては行政的な判断になるわけですが、やはり開港といたしますと、税関としても

そちらに相当な人手を割かなければならぬわけでありまして、あるいは支所、出張所というようなものも設けなければならぬというような事情もあつて、ある程度継続的に今後外国貿易船の入出港があり、あるいは外国貿易船が行なわれるという見通しがある程度はつきりいたしました場合に、開港として取り上げる、かような行政措置をとつて参つておるわけでありまして、

○荒木正三郎君 それで、水島港と今、今年開港の問題で、そのほかに秋田港等を開港にするかどうか、そういう点で論議があつたように聞いておるわけですが、今の基準で行きますと、一年を通じて五千万円をこえる、あるいは十一隻をこえる、大体それくらいの基準で開港を指定しておるといふことになるわけですか。それと関連して、秋田港とかそのほかの港が開港にならなかつた理由等も、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(稲益繁君) 今の秋田港であります。前々から地元では、一応開港として指定してほしいという意味のお話は伺つております。ただ、たゞいま私読み上げましたのは、法律上の、言つてみますると、開港を取り消さなければならぬという一番最低のあれであります。実際上の行政的な取り扱いといたしましては、先ほど申し上げましたように、税関として非常に人手と申しますか、そういうものも割かなければならぬと、実際上の扱いとしましては、従来おおむね現在の秋田、そのほかにも一、二出てくるようでありまして、そういう程度であつて、いましばらく様子を見まして、開港に指定するほうが妥当で

はあるまいかということで、従来とも検討はいたしておりますが、いましばらく様子を見たい。と申しますのは、今度の水島の場合で申し上げますと、大体昨年の、たまたま統計が一月から十一月までありますが、外国貿易船の入出港がすでに百二十隻というように、かなり大きく出てきておるわけでありまして、それから貿易の輸出入額で申し上げますと、合計で約九十億、大体かなりもう大規模な港、外国貿易が行なわれる港といつたような姿を示しておるわけでありまして、したがって、これらと比べますと、秋田の場合には、いましばらく様子を見たほうが妥当ではないか。開港にいたしましたも、先ほど申し上げましたような、いろいろな私どもとしての準備も必要でございます。そういう点をわれわれこれ勘案いたしまして、今回は見送りたい、かような判断をいたしたわけでございます。

○荒木正三郎君 水島港の場合、大蔵省から出しておられる資料がございまして、で、三十六年度には、今お話しになつたように九十七億、相当な金額に上つておるわけですが、三十五年度は全然なかつたのですか、統計は出ていないのですか。

○政府委員(稲益繁君) ちょっと、今、三十五年の資料が手元にございせんので、調べまして、またお答え申し上げます。

○荒木正三郎君 それでは、開港に指定して、将来の問題になるわけですが、この港の設備、いろいろな設備があると思うのですが、そういう設備の充実、あるいは港のいろいろな条件をよくしていくと、こういう問題で、開

のほうはどういうふうな考え方を
持っているのですか。

○政府委員(稲益繁君) 開港に指定さ
れましたことにより、何か自動的に、
港湾の設備その他について、特別な国
が助成措置をとるとすることはござい
ません。

○荒木正三郎君 それは、どの港で
もそういうことになっていきますか。た
とえば、海が非常に浅いからこれを
掘っていかねばならぬとか、ある
いは棧橋が非常に短いからこれを長く
していかなければならぬとか、あるいは
倉庫、いろいろ問題があると思うの
です。そういうことについて、政府が
補助するとか助成するとか、そういう
ことはないのですか。

○政府委員(稲益繁君) 私の承知した
しております限りでは、関税法上の開
港に指定したから、直ちにそういう措
置が行なわれるということはないと思
います。ただ、一般的に、何と申しま
すか、財政投融資と申しますか、そう
いう面での港湾設備の拡充と申しま
すか、そういう面でのあれば、別途運輸
省のほうで予算をとって投資あるいは
融資をやっておくことはあろう
かと思ひますが、関税法上の開港に
なったから、それと結びついて、直接
どうかというところは、現在のところ
ないと承知いたしております。

○荒木正三郎君 この前の関税法の一
部改正を審議するときに質問したので
すが、税関事務が非常に年々増加して
おると。それに対して、税関に配属さ
れる人員が仕事の量の増加に比してそ
れに伴わないということのために、一
つは過重労働にもなるし、一つは税関
事務にも相当な支障を来たしておると

いうふうなことがあったわけですね。
この点は、相当この委員会でも論議さ
れて、若干の手直しがあったようであ
りますが、まだまだ十分でないと思う
のです。そういう点から見て、人員の
確保、こういうことについて、税関の
ほうではどういふお考えを持っておら
れますか。

○政府委員(稲益繁君) お説のとおり
であります。最近の貿易量の伸張に
伴ひまして、税関での仕事、特に輸出
入の件数、あるいは入出港の外国貿易
船が非常にふえて参つておる。これの
検査その他税関の当面いたしておるま
す仕事の量も、かなりふえて参つてお
ります。私ももしまして、毎年こ
の仕事の増加に伴う定員の増加という
ものをはかつて参つておるわけなんで
あります。三十六年度の予算の際に
は、定員四百名の増加、大体六千名余
りの定員であります。四百名の増
加、さらに今年度の三十七年度の予算に
おきましては、定員がさらに四百名増
加ということで、予算書に組み込んで
おるわけでありまして、一面におきま
して、仕事の増加をただ定員増のみでま
かなっていくというところはいかかかと、
諸般の大勢から見ましてそういうこと
も考えられますので、一面におきまし
て極力仕事の簡素化、これをはかつて
参りまして、できるだけひとつ職員
の仕事が過重労働になりませんように、
定員の増加と仕事の簡素化と、この両
面を極力進めて参りたい、かように考
えております。

○荒木正三郎君 それでは、水島港を開
港に指定した場合、どれくらいの人
員配置を今度していかなければならぬ
か、その人員配置の増加は四百名の増
加の中に見込んであったのかどうか、
そういう点はどうなっているのです
か。

○政府委員(稲益繁君) 水島の場合で
申し上げますと、大体あそこに出張所
を設ける予定であります。人員であり
ますが、実は今のところその四百名
は、各全国で八つほど税関がありま
す。その各税関ごとの定員の配分を今
検討しているところであります。神戸
税関としてどの程度の定員増がはかれ
ますか、それを決定します際には、水
島の出張所が新たにできる、このため
にどの程度の人員を必要とするかとい
う点も、十分勘案しまして決定するわ
けであります。大体出張所でありま
すので、十名前後の人間を考えなければ
ならないかと、かように考えておりま
す。

○荒木正三郎君 私は今この数字は
持っていないのですが、たしか税関の
貿易の増大による事務量というものは、
最近十年間に大体五倍ぐらいい
なってきたのじゃないかというふう
に記憶しているのですが、それに対
する税関に従事する職員の数は非常に少
ない。この問題はまだ十分に解決され
ていないのじゃないかというように思
うのですが、税関の担当者として
は、将来この問題の解決も大体いいと
いうような考え方でおられるのです
か、あるいはもっと年次計画でふや
していくというふうな考えがあるのです
か。

○政府委員(稲益繁君) 今後の貿易
の、まあ貿易量と申しますか、私も
で申し上げますと、外国貿易船の入出
港の数あるいは輸出入の申告件数、こ
れの推移がどの程度従来のような率で

伸びますかどうか、こういう点も勘案
しなければならぬかと存じます。た
だ、一般的にいえますことは、おそらく
貿易が日本の場合に伸びていく方向で
あります。毎年二割というところにい
けるかどうか、これは別といたしまし
て、かなり伸びる傾向にありまするの
で、私ももしましては、どうしても
定員をさらにふやすという方向で考え
なければならぬまい。ただ一面、先ほど
申し上げましたように、事務のやり方
につきましても、諸外国の例——諸外
国でも同じような現象があるわけなん
であります。貿易量の伸びに應じまし
て、仕事のやり方などにつきましても
いろいろ思い切った、何と申します
か、簡素化をやっているようなところ
もございまして。そういうところも十分
私どもとして参酌しまして、手を省け
るところは思い切って手を省きまして、
できるだけひとつ事業を円滑に進める
ようにしてまいりたい、かように考え
ているわけでありまして。

○荒木正三郎君 水島港に関する質問
は、一応これで終わります。

○平林剛君 今の税関の行政に携わる
定員の問題について、私も二、三お尋
ねしておきたいと思うのです。

現在あなたとしては、税関行政を担
当するにあたりまして、昭和三十六
年、四百名の定員増加、三十七年、四
百名の増加ということで、十分である
と考えておられますか。

○政府委員(稲益繁君) 率直に申し上
げまして、私ももしましては、予算
の要求の際には、さらに大きな数字を
実は要求をいたしたわけでありまして、
その意味におきましては、四百名の増

員で十分であるということは、私から
は申し上げるのには……。

○平林剛君 幾ら要求しました、大蔵
省に対して。昭和三十六年のときは何
ぼ要求して、三十七年には何人要求し
ている、その結果こうなったというこ
とを、少し説明して下さい。

○政府委員(稲益繁君) ちょっと昨年
の要求数字があるいは的確にここに
おれしてございせんが、これは千九百
名要求いたしました四百名の増員、い
ろいろ算出の根拠につきましては、も
し御要望がございすれば、算出の根拠
も御説明いたします。

○平林剛君 あなたはほうで三十七年
度に約千九百名要求されたということ
は、税関行政に携わっている当事者
としては、それだけは最低限必要であ
るという見込み数だろうと思うのであ
ります。それがいろいろの過程で四百名
に抑えられたという結果、今後の税関
行政にどういふ事態の発生が予想さ
れると思つておられますか。

○政府委員(稲益繁君) 私ども千九百
名という要求の際に、いろいろ分析
いたしました事務量、これで申し上げ
ますと、たとえば外国貿易船が入
参りました場合に、これに乗船官吏が
乗り込むわけでありまして、一船につ
いて一人といったような算定をいたし
ておるわけでありまして、これはまあ非
常に理想的に、監視取り締まりなりある
いは税関業務の遂行をはかります場合
には、理想的な算定としてこういうこと
が一番望ましいというところで、実は算定を
いたしておるわけでございます。現実
は大抵一職員で、検船率と申しますか、
そういう場合の監視をいたします外国貿易
船の数が三隻ないし四隻になっておる

わけであります。こういう点につきましては、今回の増員をこういう面に配置いたしまして、少なくとも三隻以下に換船率がいくようにしたい。これは仕事のやり方とも関連いたしますので、私どもとしては、何と申しますか、密貿易あるいはいろいろな反則関係を完全に責任をもってやっていくには、この程度の人員配置が望ましいということでも描いた数字なんでありまして、行政監理等におきまして、いろいろ行政監察の結果の何と申しますか、調べができておるようでありまして、私どもその方面と折衝いたした際にも、やはりこういう点につきましては、それは理想ではあるかも知れぬが、ある程度はやはり現状とそう大きな開きをつけた理想的な人員配置というのは無理じゃないかといったような意見もありました。そういった点から、一応本年度は四百名増員ということにとまっていたわけでありまして、これで完全であるかという御質問であります。私どもとしては完全であるというところは申し上げかねます。ただ、仕事のやり方につきましては、いろいろ重点的な監視取り締まりといった面で工夫をこらして参りたい、かように考えておる次第であります。

○平林剛君 たとえば、あなたが要求する定員数に満たない定員増の結果、今後の税関行政については自信がないと、その結果たとえば密貿易の件数などについても、あるいはこの結果そういう問題を処理していくだけに、能力という点においてはなほだ自信がないというふうにはお聞きしたのでありますけれども、最近の密貿易の実情について少しあなたから説明をしていただきたい。これと定員との関係についても、あなたこの機会に述べておいていただきたいと思ひます。

○須藤五郎君 関連。密貿易の話、たいへんけっこうで、私も伺いたいと思ひますが、その前に、この定員の数の問題でそれに入る前にちょっと、平林君、数の点で二、三質問したいと思ひますが、どうですか。

○平林剛君 けっこうです。

○須藤五郎君 税関は、今度増員するという話ですね。現在やっている仕事でも数が足りないというので、増員するんだらうと思ひますが、現在神戸で、いわゆる水島は神戸税関の管轄で、それから鹿児島は長崎税関の管轄。現在神戸税関と長崎税関の現在数はどのくらいですか。

○政府委員(稲益繁君) 昭和三十六年の四月一日現在の定員であります。神戸税関の定員は千五百三十八名であります。それから、長崎税関が三百九十八名であります。

○須藤五郎君 そうすると、今度増員する数はどれだけですか。神戸税関においてどれだけ……

○政府委員(稲益繁君) 先ほど申し上げましたように、四百名の全体のワケがとれておまして、年度末までに各関の実情を調べて配分して参るわけでありまして、まだ現在のところ、各関別の配分が決定いたしておりません。

○須藤五郎君 こういう結果になるんじゃないか、結局水島税関を開港する、水島港を開港する、税関を作るにつれて、水島へ何人か行くと云われまして、先ほど何人か行くと、それから、鹿児島へ何人か行くと云うことは、現在

の千五百三十八名のワケの中で水島へやる、それから三百九十八名のワケの中で鹿児島へやるという結果になるんじゃないですか。要するに、水島と鹿児島へやる、増員する、それだけ以上には神戸税関なり長崎税関に増員をしないということなんですか。そこはどうなんですか。

○政府委員(稲益繁君) 水島ないしは鹿児島空港、その分は別に算定いたしまして、したがって長崎にはたとえ十名以上、あるいは神戸で申し上げますと、今のところ私どもは最終的なものは出しておりませんが、場合によりましては百名前後が神戸に定員として配置される。したがって、そういう場合には、水島の新しい出張所に十名前後、あるいは十名要らないかとも思ひますが、そういうものを含めて定員を配置するわけでございます。

○平林剛君 先ほどの私の質問に対して答えてもらいたいと思ひます。最近の密貿易の件数を並べていただいてもけっこうです。

○政府委員(稲益繁君) 一応件数で申し上げますと、これは関税法、いわゆる密輸という意味より若干範囲が広くなるわけでございますが、要するに関税法違反事件として検挙いたした件数でございます。総計で年度別に申し上げますと、合計では、昭和三十年から申し上げます。昭和三十年で千六百八十一件、三十一年は千二百四十四件、三十二年は千二百六十八件、三十四年が三千五十七件、三十五年が三千四百二十六件、三十六年が三千九百八件でございます。

○平林剛君 これは関税法違反事件として表に出たものであつて、あなた、今日までの体験からいまして、表に出ないものはどのくらいあると予想しておりますか。

○政府委員(稲益繁君) これはちょっと、私どもも、検挙する検挙実績以外にどれくらい密貿易があるかという想定は実は持っておりません。算定の方法もないのであります。まあ私どもは、検挙がはたしてほんとうに行なわれておる違反事件の何%に当たるかということ、ちょっと見当もつきかねます。

○平林剛君 この関税法違反としてあげられるものより相当数上回つておるといふことは言えるでしょう。一般のこれに関係する人たちの意見、あるいはそういう関係者の人たちの世論などから総合して、まだかなりあるというところだけは事実だと思ひます。

あなた、どれくらいの見当だと見ていますか。私は、責任者としての判定する材料にもなる。大体これは全想定されるもののどれくらいだといふふうな数字はあるんじゃないですか。

○政府委員(稲益繁君) 残念ながらそういう想定は私どもいたしておりませんので、ちょっとここで、どの程度の検挙の割合になるかといふことは申し上げかねます。

○平林剛君 それじゃ、それでよろしい。それでは、これだけの違反事件が――三十年から比較しまして、かなり増加しておりますね。これは何のために増加しているか見ていますか。

定員がある程度ふえてきたから、その行政に関連して、その手が行きわたつてふえたものと見るべきものか、他の事情によつてこういうふうなふえたと

いうふうには理解しているか、あなたの考えはどうですか。

○政府委員(稲益繁君) 御質問のような点は、これはどちらというふうになかなか断定するわけにはいきかねるかと思ひますが、まあこういつたつまり検挙、私ども必ずしも件数にこだわつておるわけではございませんで、一件でも非常に微細なものをあげる場合と、やはりかなり大きな密輸事件をあげるという場合とありまして、必ずしも件数だけで問題を考えるわけにもいかないものであります。たまたま数字的には、ある年においては、たとえば三十三年、これは前年よりかなり減つております。その後はまただんだん件数が増加しておりますが、一方でこういった反則の起こり得るような原因がかなり多くなつていゝということも言えましようし、私どものほうである程度こういうものを、反則の検挙をやりますやり方その他についての職員の努力、そういった面が反映しておる面もあるかと思ひます。両々相待つてこういった数字が出ておるのではなからうか、かように考えております。

○平林剛君 もう一回繰り返してお尋ねしますが、税関行政の定数が最近非常に足りないために、今後どういふ事態の発生が予想されるか、もう一度その点を再確認する意味で、お答えをいただきたい。

○政府委員(稲益繁君) 先ほど申し上げましたように、理想的に、――私どもが理想と申しましては語弊があるようですが、できるだけこうやりたいといつて描いております面からいいますと、定員の増加がまだ足りないという

ことを先ほど申し上げたわけです。私どもとしては、たとえば昨年の四百名、今年度四百名というこの増加で、税関の業務が非常な支障がある、たいへんな支障があるというふうな見方はいたしておきません。たとえて申しますと、最近私どももいろいろ検討いたしておりますが、輸出貨物の場合の貨物の検査、これなども諸外国の例から見ますと、現場を一々あけるといったやり方の検査はほとんどやっておらないというのが諸外国の実情でございます。私どもでは従来これを、輸出につきましても大体二割程度は現物を一々あけて点検する、検査をするというやり方をとっておりましたが、こういうような二割というものにこだわりますと、現場ではやっぱり現物をあけまして検査する、それだけ人手を食うわけでございます。そういったいわゆる検査事務関係におきまして、たとえば輸入の場合——たゞいまは輸出の場合を申し上げたのでありますが、輸入の場合におきましても、無税品といったようなものにつきましても、だんだん貿易の自由化が進みまして、為替管理上の違反事件というものもあまり考えられなくなつて参ります。そういったA物資で、しかも無税品である原料物資であるとか、そういったものにつきましても、一々現物を検査するといったような手間は、これは省略してしかるべきではなからうかというふうなことで、そういった面の新しい年度におきまして仕事の簡素化を、各現場の税関の部長なり課長も呼びまして、現在協議を進めております。新しい年度におきましては、そういうこともまあ思い切つたやり方の改善をやつて参りました。

い。そういったしますれば、それほど懸念されるような現場での税関の仕事の上で非常な混乱が来るとか、あるいは大きな支障があるといったようなことは起こらないで済むであらう、かように考へておるわけでありまして。

○平林剛君 それでね、私の言いたいことは、税関行政の定数が足りないという結果、どういふ事態の発生が予想されるかと、あなたに予測をお尋ねしたのでありますけれども、あまりはつきりしない。何とかやつていけますとか、行政管理やその他検査の回数を少なくするというようなことだけであつて、的確なお答えがありません。一方密輸の事件として、関税法違反として摘発されたものを見ましても、かなり累増されておる。私は、表面に出たものよりはもっと大きなものがあるのではないか。あるいはまた定数が足りないために、今後思いがけない事件が起きばしないかというふうなことを、あなたから聞きたかつたわけですから、そういうことが予測されないかどうかというのを確かめたかつた。もし私が心配しているようなことが起こり得ないというのなら、それは話は別です。しかし、もし将来このために思いがけないような問題が起きたという場合の責任はだれがとるのか、私はその点聞いておきたいのです。要するに、あとで、いやこういう事件が起きたのは定数が足りなかつたために行政管理も悪かつたし、検査もある程度定められたものをやればよかつたやつを、それを省略したために起きたんですというふうな言いわけをするより前に、責任者としてどうしてもこれだけ必要だということを強調しておくか、もし、

かりに将来そういう問題が起きたときの責任はだれが一体とるのか、ということをお願いしておきたいのです。

○政府委員(稲益繁君) 私どもとしては、そういった混乱が起こらないようにいろいろ事務のやり方を考へて参るといふことが先決だと思ひます。なおかつ、定員の、私どもが理想といひますか、目標といひました定数とそれなかつたために、ある程度の支障が起こつたという場合には、もちろん責任は私どもにございまして。一々の検査、管理の責任を問うといふたような考へは持つておりません。ただ、問題は、要するに仕事のやり方のこれはかね合ひに実はなつて参るものでありますから、私どもとしては、そういったことが起こらないように、定員増加にも極力努力はしたつもりであります。なおまた事務改善の面で努力を続けて参りたい。そうすれば私はそういう支障は起こらないようにやつていける、かように思つております。起こりました場合の責任云々は、もちろん私どものほうでとる考へております。

○平林剛君 まあこれはその程度にしまして、最近の神戸税関における紛争問題について、最近の現状を報告していただきたいと思います。これは口頭でなくてよろしいから、あとで、最近どうなつていくかという現状を私に文書にして報告をしていただきたいと思います。文書で、現在どういふふうになつていくかというのを報告して下さい。これは最近における外国貿易の実情にかんがみ、定数増加とからんで労使の間に若干紛争があるという話を聞いておりますので、その実情はどう

なつたかお知らせをいただきたいと思ひます。私の質問はこれで終わりにします。

○木村福八郎君 簡単に三つばかり伺いたいのですがね。さつき水島開港に伴つて神戸税関の出張所を設ける、約十名内外の職員を配置するお話がありました。三十七年度の予算にはどのくらい予算措置として計上してあるのですか。出張所を設けるためにどのくらい予算を必要とするのか。

○政府委員(稲益繁君) 予算としては、新しい庁舎その他はまだ考へておりませんので、そういう物的な面での予算については水島についてはいたしておりません。ただ、人員につきましても、先ほど申しましたように、四百人の中から相当数をさいて増員させる。その際に、水島の方を神戸税関につけてやるということ考へておるわけでありまして。ですから、水島については四百人の定員増加という面に出て参ります。

○木村福八郎君 庁舎等を考へていないというのは、それは何かなければならぬでしょう。施設がなければならぬし。ですから、四百人考へるに付いては、この出張所を設けるに付いての増員、それに給与等で、大体出張所設立に伴う予算というのは、年間幾らの予算というのをはなければならぬじゃないですか。予算等を考へないで、そういうことをきめたんですか。四百人のワケの中できめたんですか。そんなばかなことではない。ちつとも積算できていない。予算の裏づけなくて、そんなことできないでしょう。

○政府委員(稲益繁君) 最初説明があるいは不足だつたかも知れませんが、

れども、四百人の定員増には、その際水島の方も繰り込んであるわけですから、四百人の定員増に伴います経費の増加は、人頭当たり幾らというので全部予算には組まれて、ただ水島で幾ら、鹿児島港では幾らというふうには出ておらないわけでありまして。

○木村福八郎君 しかし、大蔵省に要求する場合、水島開港に伴つて神戸税関の出張所を設立するに伴う予算要求をどういふふうにするのですか。それは予算要求しなければならぬじゃないですか。それじゃなくて出張所を設けるにしても、予算の裏づけがなくて、何をもとにして設けるのですか。一応見積りもあるでしょう。

○政府委員(稲益繁君) ちょっと申し忘れましたが、いきなり出張所ができてというふうには実は私申し上げたかと思ひますが、現状は分室がございまして、こういう外国船がかなり不開港のまま入つて参つておるものですか、その関係で実は分室を作つておるわけですか。

○木村福八郎君 分室はすでにあるわけですか。

○政府委員(稲益繁君) は分室がございまして。それから、人件費の問題については、先ほど申しました四百人の増加の中に組み込まれておる。それから、将来の庁舎の問題につきましても、地元の県当局でかなり水島港の発展を大きく期待しておるものがございますから、港関係の税関以外のほかの役所も入るような合同庁舎式なものを考へたいということもまあ申しておるわけでありまして。現在のところ私どもとしては分室を使つて、若干手ぎまで

七

第五部 大蔵委員会会議録第五号 昭和三十七年二月八日【参議院】

ございますが、やっていけるといふ予定でございます。

○木村福八郎君 それにしても、人件費、物件費について出張所に伴う予算措置というものは見積もりがなければならぬはずでしょう。私は概算どのくらい予算増加になるかということを知りたいわけですね。そういうものがはっきりしていただければいいですね、いいでしょう。しかし、そこは問題ですけれども、しかし出張所に伴うことによつてどのくらいの予算増加が伴うであろうという予想を聞いているわけですね、まずその点。手元に資料がなければいいですね、おかしいですよ。

○政府委員(稲益繁君) 後ほど調べまして……

○木村福八郎君 予算の裏づけがないなんというのは、ただ、今まで分室があるからそれで予算の見積もりをしなくてもいいという、そんなことはないと思ひますよ。

○政府委員(稲益繁君) 水島関係でどの程度の人件費、物件費であるか、水島関係だけを切り離してやりました数字は後刻お答えいたします。

○木村福八郎君 それがわからぬと困るんですが、それはそれとして、もう一つは、開港することによって不開港の場合と違つていろいろな利益が出てくるわけですね。特に入港に伴つて手数料の負担が軽減されるわけですね。そこで、水島港はなぜ開港するかといふ、参考資料があるんですが、それによると、三菱石油とか日本鉱業——大会社の工場進出によつて貿易が非常に激増する、ことに輸入が非常に多いようですね、これを見ますと。そうすると、そういう大会社は開港すること

によつて非常に便益を得るわけですね。大体どのくらいの、従来に比べて、開港することによつて利益を得るか。大体の何か御調査はしたことがありますか。今までの開港前と開港後に比べてどういふ大会社ほどのくらいの利益を得るものであるか。

○政府委員(稲益繁君) 開港になりますことによつていろいろ利便を受けるということはあるかと思ひますが、開港と不開港との違い、私どものほうから申し上げますと、不開港の場合には不開港の入出港手数料というものが取られるわけなんです。開港になりますと、これが成規のトン税、特別トン税という姿に変わるわけですね。金額的には、手数料の場合もトン税の場合も、違いはないわけなんです、金額的には。それで、利便と申しますのは、不開港でありますと、主として船舶に非常に影響があるわけなんです。ざいまして、船舶の船長が事前に神戸税関なら神戸税関の税関長の承認を求めてその港に入る。不開港の場合はそういう非常に、何と申しますか、そういう意味での間接的な経費が船会社にかかるといふ点が実質上の違いではなからうか。それから、その結果港の背後地と申しますか、その工場なり、そういうところの便益というものは、直接には出て参らない。開港に指定されることによりまして、外国貿易船が出入りがやりやすくなり、一々事前に承認を求めなくていいということから来ます間接的な利益というものは考えられるかと思ひますが、直接的な利益というものは算定するやうなものはない、かように思ひます。

○木村福八郎君 それだけですか、開港、不開港の違いというのは、実質的に私は利益がなければ……。秋田でもその他でも問題になつてゐるでしょう。蒲郡とか大船渡とかが開港してくれといつて一生懸命あれするの、ただ外国船の入港が自由であるということだけでしょうか。もつと実質的な利益があるに違ひない。

○政府委員(稲益繁君) 私どものほうで違ひと申しますのは、ただいま申し上げましたトン税、特別トン税——地元が非常に、何と申しますか、こういうことに熱意を持たれますもの、開港ということでは譲与税を受けるわけですね、特別トン税を。この歳入が入るといふ点はあろうかと思ひます。

○木村福八郎君 特別トン税をその自治体もらう……

○政府委員(稲益繁君) ええ、自治体も。それ以外には直接の、何と申しますか、利益とかといふものを受けるといふものは出て参らないと思ひます。

○木村福八郎君 その手数料は少なくなることは事実ですね。入港に伴うその手数料とトン税ととんとんになつてしまふのですか。

○政府委員(稲益繁君) 従来の手数料の取り方は、大体トン税と同額といふ手数料で取つておりました。したがいまして、金額的には、開港になりまして手数料がトン税、特別トン税と変わりました。名前が変わりますだけで、金額は同じでございます。

○木村福八郎君 それから、開港になりますと、特別トン税になるのですか。

○政府委員(稲益繁君) トン税並びに特別トン税でございます。

○木村福八郎君 ああ、両方ね。

○政府委員(稲益繁君) はい。

○木村福八郎君 トン税は、開港、不開港にかかわらず取つてゐる——取るのでしたか。

○政府委員(稲益繁君) トン税として取りましますのは開港の場合。開港として指定しました場合には、トン税が取れるわけですね。不開港の場合にはトン税というものはございせん、そのかわりに手数料という形で取つておるわけです。

○木村福八郎君 そうすると、特別トン税は、これは開港になつた場合に取るわけですね。トン税に特別トン税がまた加わるということになるのですか、開港になると。そういうことなんですか。

○政府委員(稲益繁君) そういうことでございまして。それで、その特別トン税分が地方団体に譲与されるということでございます。

○木村福八郎君 そのほかに、まあ関税の手続は簡単になりますね。出張所がでますからね。それは、今まで神戸税関まで——分室であるために非常に不便だったのが、今度は増員しますね。増員することによつて、今までよりも簡易になるという、そういう点では利益を受けるでしょう。受けましますね、今までよりも。どうですか。

○政府委員(稲益繁君) 確かにそういう手続上の便益は非常に受けます。主として船会社がそういう便益を非常に受けるということになるわけでございます。

○木村福八郎君 それから、私の聞きたいことは、まあこういうこととの関連で聞きたいのですがね。大会社がどんな、地域開発等で埋め立てたりなんかして、設立される。そういうときに、道路とか港湾とかといふものは公共事業費でまかなうわけですね。その利益を受けるのは大会社ですね。そういう負担は私は当然大会社にもさせるべきだと思ふ。道路だとか港湾だとか、そういう建設の一部は当然負担させるべきだと思ふのです。今、公共事業費は国民の税金でまかなわれてゐる。それと関連して、水島港を今度は開港すると。それで今までの分室を出張所にするということによつて予算はふえるわけですね。そういうものは他面開港することによつて利便を受ける、そういうところに負担させる方法といふものはないか、そういうやうなことを私は聞きたかつたわけですね。何でも国民の税金でやつちやつて、その利便は大会社とか船会社とか、そういうところが受けつちやつて、こういうふうには、まあさつき一番最初に申し上げたのと多少違ふところがあるかもしれないが、しかし似たところもあると思ふのです。そういうことをどうも割り切れなく思つてゐるのですが、その点はどうかなんです。ことに水島港の場合に限つてまあ質問してゐるのですけれどもね。

○政府委員(稲益繁君) ちょっと私の所管外にならうかと思ひますが、関税の面では直接さういった、たとえば出

張所を作るその費用を国費でやらないで、これで便益を受ける民間の工場なり会社なり、そういうところからある程度、何と申しますか、便益を受ける者が負担をするといった形でやるかという問題になりますと、ちょっとこれは税関の庁舎だとかそういう関係の経費は、これはそういうところから分担で出さないと性質のものではないのではなからうかと。やはり直接の国の機関でございまして、開港とした以上は、そこに税関が庁舎を設ける、あるいは人員を派遣する、これは国費でやるべきではないだろうか。ただ、おっしゃいますようにいろいろの港の投資なり、あるいはそういう面でもございまして、こういうものが背後にある大きな会社なり工場なりが便益を受けるために、そういう港の投資関係の金がある程度そういうところに応分の出費と申しますか、そういうものをさせるかどうか、こういう問題になりますと、ちょっと私所管外であります、まあ考え方の問題で、地方ではある程度そういうことが行なわれているやにも聞きますが、場所によるのではなからうか。

たとえば、私、これはたまたま税関長をしておりました時代に、記憶があるのでございまして、日立という港がある。これなんかは、やはりあそこ日立製作所というのが一番大きなものです。その関係で、非常に重量な貨物が出入りする。そこで、ある程度港を深くする、一万トン級の船が出入りする、というような際には、かなりの負担をするというふうな事情があるようでございます。一般的な税関のこういう庁

舎を作るとか、そういう考え方は、私どもはとっておりません。○木村八郎君 それも考え方によれば同じことだと思ふのです。それでは、それはどうするかというところについては、これはまだわれわれも考えさせていただきます。

最後に一つ、これは簡単なのですが、さっき荒本委員の御質問された点ですが、今懸案になっておりますね、秋田とか蒲郡とか大船渡、これは開港すれば船も入っていく、それで貿易量が多くなる、しかし開港しないからそこが栄えない、こういう点もあると思うのです。ですから、その点はどういうふうにするか。もし開港すれば、さっきの九十六条二項ですか、そういうふうにならないで済む。そのところ

は、開港にしないから、五千万円をこえないとか、十一隻をこえないということになるのか。そのきめ方はどうなんでしょうか。おそろしく要求としては、開港すればこうなる、五千万円をこえるだろ、十一隻をこえるだろうというところにちゃんと理由を述べて請願していると思うんですよ。

○政府委員(稲益繁君) 実はお説のような点も私も考えられると思っております。ちょうど鶏と卵みたいな話で、どっちが先か。私もいろいろ陳情と申しますか、要請を受けました際には、まだこの程度の入出港の隻数ですが、貿易額ですかというところを、実は申し上げるわけでございまして、要請される側では、開港に早く指定してもらおうと、船がどんどん入るようにならうと、こういうことをおっしゃるわけですから、その点若干水かけ論のようなどころがございまして、やはり従来でも、

私どもの指定します際には、かなりな、開港になりますようなところは若干の、先ほど申し上げましたような、事前に入港の許可が要るといったような不便を押しても外国貿易が伸びますようなところは、どんどん入って参るわけですね。したがって、ある程度実績が出ましたところで指定して参るということではよろしいのではないかと現在では考えております。具体的な秋田なり蒲郡につきましましては、いましばらく検討させていただきます、かように考えております。

○委員長(棚橋小虎君) 平林委員の要求にかかる、神戸税関における労使紛争の現状についての資料は、委員会に提出するよう委員長から要求します。○木村八郎君 それから、さっきの予算の二つ。水島港出張所と、それから鹿児島空港の予算です。

○荒木正三郎君 さっきの質問に関連して資料を出してもらいたいと思うのですが、秋田港、蒲郡港、大船渡港、この三つの港の最近の輸出入額、貿易額、それから出入外国船の状況、そういう資料をひとつ出してもらいたい。それから、鹿児島空港の問題ですね、私どものほうにいたしておる資料を見ますと、これは昨年の九月に開港といいますが、定期航空を開始しているというふうになっておりますが、三十七年度の見通しでは、年間予想として四百六十機の出入機数を予定しておる、こういうことですが、下の注を見ますと、伊丹空港で昭和三十五年で六百機ですね。そうすると、鹿児島空港に発着する飛行機数というものは伊丹空港の三十五年度の六百機に近いということ、私驚いているわけ

です。なぜ沖繩と鹿児島、それだけの必要がどういふところから生まれてきておるのか、そういう点の少し説明をしておいてもらいたいと思うのですが。

○政府委員(稲益繁君) 御指摘のよう、三十七年度が四百六十機、伊丹の場合昭和三十五年でありまして、六百機、かなり多いように思われますが、大体現在私どものつかんでおる数字が、これは全日空がやっておるのであります、予定のあれではこういう数字が出ておる。航空会社のほうでこういう予定を組んでおるといふことでございまして、ここに計上したわけでありまして。

○荒木正三郎君 それで内容ですが、それは鹿児島から沖繩へ行った人が帰ってくるというところになっているのか、あるいは沖繩のアメリカの軍人ですね、そういう者の行き来、そういうものが内容になっているのか、あるいは沖繩との商売をするために行き来する人が多いのか、そういう乗客の内容がどういふふうになっているのか、少し聞いておきたい。

○政府委員(稲益繁君) 将来のところはあれなんですけれども、現在の沖繩と鹿児島間の航空機による、何と申しますか、乗客、これは大部分が観光ないし商用というところになっておるようでありまして、観光客が特に多いというふうになっております。

○荒木正三郎君 最近、私も沖繩へ観光のために行く人が相当多いというふうになっておるわけなんです、それに関連して、密貿易というところにならぬかどうかよく知りませんが、税金がかかるという外国の商品を相当

国内に持ち帰る、それだけでも観光に行くというふうな人もあるように聞いておるのですが、そういう事情はどうなっているのですか。

○政府委員(稲益繁君) 実は御指摘のよう、鹿児島だけではないに、最近、一昨年の暮れでしたか、後半からでございますが、海外渡航が割に為替の関係で自由になりましたから、羽田でも実はそういう、何と申しますか、規定の免税で一応通関できますようなものを越えまして携帯品が非常に目についておるような実情であります。特に鹿児島の場合に、最近まで私どもが長崎の税関から報告を受けております限りでは、どうも沖繩関係のあれで旅行者が、特に観光地に多いわけでございますが、旅行者の持ち帰られる携帯品の中に、非常に多いといったたとえば香煙から参りましたもの、あるいはアメリカから来たもの、そういう物資の持ち帰りが非常に多い、かなり違反事件としてそういうものが現場で起こっておりますという実情も報告が参っております。私どもとしましては、携帯品はある程度、たとえば時計の二、三個といたしたようなものについては、一々これを課税するものもいかかといったようなところで、ある程度の免税通関——ほんとうにその方の身の回り品と思われものは免税通関を許しておるわけですね。それを越えましてようなもの、国内に持って帰って売れば往復の航空賃が浮かぶといったたいのものは、やはり反則でいけないのですが、そういうものがかなりあがっておりますのでございまして。しかし、私どもとしましては、そういう注意が行き届かない、あるいは承知の上でなさる方が多いか

もしませんが、注意が行き届かないで起こるとすれば困りますから、近く私どもとして、そういつた出航される方々に、出航の際に、持ち帰りの場合にこういう場合には物品は没収されて罰金がかかりますよと、十分御注意していただくように、場合によつてはそういうことを記載した印刷物をお渡しするとかいった措置を講じたい、かように考えております。

○荒木正三郎君 沖繩と鹿兒島のいろいろの交流が盛んになるといふことは、けっこうなことだと思ふのです。ただ、これが正常な交流といふようなことから若干はずれておる面も相当あるのではないかとこのことを考へます。特に、今お話にあつたように、観光客が多い。この目的が外国製品を無税で持つて帰るといふふうなことのたふかに使われておる面があるといふふうにも思われる。そういう点があるのじやないかといふふうにも感ぜられておるわけですが、それで、まあ今のような御質問をしたわけですが、麻薬等がああいうルートから入ってくるという心配はあまりないですか。

○政府委員(稲益繁君) 麻薬は、実は非常に、密輸の中でも検査が一番困難な問題でありまして、現に厚生省もそのための麻薬取締官を派遣しておる。税関でも極力いろいろな情報の手等に努めてやるわけなのであります。最近では、この正月でありましたが、門司税関で若干検挙したものがございまして、それはやはり情報をつかんでやつた結果、つかまつた。一般には香港を中心と動く、日本の場合香港を中心と動くといふ場合があります。

で、たとえば船の場合でも、香港から参ります船といつたものにつぎましては、要注意船といつたような形で検索する、情報をとるといふようなことと進めておる。残念ながら実績としては、麻薬の関係は検挙の中ではごく少ない件数であります。

○荒木正三郎君 麻薬の密輸の場合、航空機を使つておる場合が多いのか、あるいは船を使つておる場合が多いのか、今までの実績はどうなつていますか。

○政府委員(稲益繁君) 現在まで検挙されました実績のほうから申し上げますと、大体船舶の船員でございまして、どうもやはり香港方面から参ります船に乗り込んでおる船員、これを中に密輸が行なわれるという例が実績としては多いようございまして、航空機では現在までのところあまり、これは全然ないとは申し上げられませんが、検挙いたしました実績としてはあがつておりません。

○荒木正三郎君 いか新聞には、航空機の乗務員と連絡をとつてやつたといふことが出ておつたじやないですか。

○政府委員(稲益繁君) 私の承知しております限りでは、税関のほうのあれではございせん、あるいは麻薬取締官のほうか警察のほうでそういうことをやつた例があるかと存じますが、税関のほうではまだああいふことをやつておりません。

○荒木正三郎君 それで、鹿兒島の場合、麻薬取り締まりの専門的な人、こゝういう人を配置しているのですか。そういう必要はないのですか。

○政府委員(稲益繁君) 厚生省のほう

では特にああいふ麻薬取り締まりの何を派遣しようなどともありませんが、私どもとしては、いろいろな関係の密輸が入るものでございまして、特に麻薬関係の専門の職員といふものは現状では配置しておりません。

○荒木正三郎君 これは鹿兒島空港に限定した質問ではないのですが、麻薬の取り締まり、これは税関関係だけであつたに注文するのは行き過ぎでなければ、しかし何とか私も麻薬の取り締まり、これはもうあらゆる関係者が協力してそうして成果を上げなければ、その日本国民に与える害毒は非常なものだといふふうになつておるのですか。

○政府委員(稲益繁君) 相対策を立ててもらう必要があるのじやないかと痛切に感じておるわけなんです。それできょうこの問題に関連して若干質問したのですが、私は実情の詳しいことは知りませんが、いろいろ報道されるところでは、相当大がかりな密輸が行なわれておるといふふうなことに對して、これは税関だけに質問するのはちよつと當を得ないかもしれませんが、そういう問題については政府次官はどうですか。

○政府委員(堀本宜実君) ただいまお話し、警察あるいは厚生省と緊密な連絡をとつて、麻薬の密輸防遏につきましては努力しておると思ひますが、やはり税関等におきましてもこれらの対策については今後十分な検討が必要であらう、こゝういふふうに考へます。

また、総合的な、全般的な立場から必要があるといふふうな痛感をいたしております。将来この方面につぎま

ては特段の研究をいたしたい、かように考へます。

○荒木正三郎君 それで、こゝういふ麻薬の取り締まりの第一義的な責任といふのはどこにありますか。税関にあるのですか、警察にあるのですか、どこにあるのですか。

○政府委員(稲益繁君) 税関としましては、決して責任回避するわけではなくございまして、この麻薬に關しましては、大体厚生省が中心にみな相談をするといふ形で今進めておりますので、厚生省では特に麻薬の専門の麻薬取締官を派遣しているわけでありまして、そういう関係もありまして、厚生省中心にいろいろな情報交換なり取り締まり方法なりといふようなものを連絡協議をやつておるといふ形でありまして、ただ、私も絶対責任回避するわけじやございませんので、十分税関としても、海なり空の関門に關するわけじやございませんので、十分税関でありますから、取り締まりについていろいろ工夫はこらして参りたい、かように考へております。

○荒木正三郎君 これは密輸といふ概念に入るわけですね。密輸、密輸入といふふうにして必要な対策を講ずるといふふうにして、厚生省が中心になつておるといふことは、それは厚生省が麻薬等に対する知識とか経験と云ふ点については、それは格好な省だろつと思ふのです。けれども、これを検査するとか、防止するとか、こゝういふ取り締まりの任は厚生省では十分ではないと私は思ふのですが、こゝういふ点、やはり責任の所在といふものがはつきりして、それにはかが協力するといふ態勢を固めないとまずいかなぬ

じやないかと思ふのですが、どうでしょう。今までに何らの不便感もありませんか、その点について。麻薬の取り締まり、こゝういふことについて、現状で不便を感じないといふことであればよろしいが、どうもこれはむずかしい問題ですけれども、なかなか、どこからか入つてくるという問題を防止することができないのじやないかと思ふのですが、こゝういふ点について御意見を伺いたい。

○政府委員(稲益繁君) 先ほど申し上げましたのは、私どものほうにいたしましては、警察にいたしまして、たとえば港でありますとか、空港でありますとか、こゝういふところでの手足という意味ではこちらのほうが多いわけでありまして、ただ、麻薬の特殊性と申しますか、いろいろな取引形態なり、どういふ方面から——世界じゅうこれは、実はこの問題には弱つておるわけなんです。たとえばアメリカではどういふルートで麻薬が入つてきておるとか、イギリスではどういふルートから入つてきておるとか、こゝういふ非常に、何と申しますか、麻薬の産地からの各消費地と申しますか、こゝういふところへの流れが、実は厚生省あたりで専門的ないろいろの検討が行なわれておるわけですが、できまゝ限り私どもとしまして、こゝういふ基礎的な申しま

すか、こゝういふものを中心に中央では打ち合わせを厚生省中心にやりました、現場におきましては、私どもとして監視の、麻薬だけといふわけには参りませんけれども、麻薬につぎまして十分監視の力をそちらのほうに振り向けまして、現場でこゝういふ取り締まりをやるといふように力を注いで参り

たい、かように考えております。
○委員長(棚橋小虎君) 本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十八分散会

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、しよう脳専売法を廃止する法律案

しよう脳専売法を廃止する法律案
しよう脳専売法を廃止する法律
しよう脳専売法(昭和二十四年法律百十三号)は、廃止する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(施行期日前に納付された粗製しよう脳等の取納に係る経過規定)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に納付された

旧しよう脳専売法(以下「旧法」という)第一条第二項又は第六項に規定する粗製しよう脳又はしよう脳原油(以下「粗製しよう脳等」という)の取納価格並びに鑑定及び再鑑定については、なお従前の例による。

(施行期日前に販売した粗製しよう脳等の代金の延納等に係る経過規定)
第三条 施行期日前に日本専売公社(以下「公社」という)が販売した粗製しよう脳等については、旧法第十六条及び第十七条の規定は、なおその効力を有する。

(罰則に係る経過規定)

第四条 施行期前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧法の違反事件に係る経過規定)
第五条 旧法の違反事件については、旧法第二十八條の規定は、なおその効力を有する。

(交付金の交付)
第六条 公社は、昭和三十七年度において、旧法第七條第一項又は第二項の割当てに基づいて昭和三十六年度中に粗製しよう脳等を製造した者及び当該製造した者の組織する団体で政令で定めるものに対し、粗製しよう脳等の製造事業の合理化のための資金その他粗製しよう脳等に係る専売事業の廃止に伴つて必要となる資金を補うため、予算の範囲内、交付金を交付することができる。

前項の交付金の交付を受けようとする者は、公社に対し、施行日から二月以内に、政令で定めるところにより、当該交付金に係る交付申請書を提出しなければならない。

3 公社は、特にやむを得ない理由があるとき、政令で定めるところにより、前項の申請書の提出期限を延期することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の交付金の額の算定の基準及びその交付の方法その他当該交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本専売公社法の一部改正)
第七条 日本専売公社法(昭和二十

三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「しよう脳専売法(昭和二十四年法律百十三号)」を削る。

第二十七條第一項第一号から第四号まで及び第六号中「、塩、粗製しよう脳及びしよう脳原油を「及び塩」に改め、同項第七号中「、しよう脳専売法」を削る。

第四十三條の十一中「、塩及びしよう脳の三勘定」を「及び塩の二勘定」に改める。

第四十三條の二十四第一項中「塩専売法第五十五條第一項又はしよう脳専売法第二十八條第一項」を「又は塩専売法第五十五條第一項」に改める。

第四十五條第一項第一号中「、塩専売法及びしよう脳専売法」を「及び塩専売法」に改める。

(日本専売公社法の一部改正に伴う経過規定)
第八条 公社は、前条の規定による改正後の日本専売公社法の規定にかかわらず、附則第六條第一項の交付金の交付に関する業務のほか、施行日から一年以内で政令で定める日までは、粗製しよう脳等に係る買入れ、販売その他の政令で定める業務を行なうことができる。

2 公社は、施行日以後に粗製しよう脳等を販売する場合において、その買受人がその代金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、確実な担保を徴し、四月以内の延納の特約をすることができる。

3 昭和三十七年度における公社の損益計算は、前条の規定による改正後の日本専売公社法第四十三條の十一の規定にかかわらず、たばこ、塩及びしよう脳の三勘定に区分して、その損益を明らかにするものとする。

4 旧法第二十八條第一項(附則第五條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十八條第一項を含む)において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定に基づく

臨時しよう脳事業審議会
大蔵大臣の諮問に応じて、粗製しよう脳及びしよう脳原油に係る専売事業の廃止に伴う経過措置について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。

附則第四項中「、昭和三十八年三月三十一日まで」を「昭和三十八年三月三十一日まで、臨時しよう脳事業審議会は昭和三十七年九月三十日まで」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、かん水、粗製しよう脳及びしよう脳油」を「及びかん水」に改める。

第十一条第一項第一号中「ゴム、」を「しよ脳、ゴム、」に改め、同項第三号中「及び粗製しよう脳」を削る。

通告の処分により納付される金銭及び物品については、前条の規定による改正後の日本専売公社法第四十三條の二十四の規定の例による。

(大蔵省設置法の一部改正)
第九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表中専売事業審議会の項の次に次のように加える。

大蔵大臣の諮問に応じて、粗製しよう脳及びしよう脳原油に係る専売事業の廃止に伴う経過措置について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。

附則第四項中「、昭和三十八年三月三十一日まで」を「昭和三十八年三月三十一日まで、臨時しよう脳事業審議会は昭和三十七年九月三十日まで」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、かん水、粗製しよう脳及びしよう脳油」を「及びかん水」に改める。

第十一条第一項第一号中「ゴム、」を「しよ脳、ゴム、」に改め、同項第三号中「及び粗製しよう脳」を削る。

昭和三十七年二月十三日印刷

昭和三十七年二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局